

お客様各位

株式会社 **タイルメント**  
本社 営業部

## 厚労省告示第371号への対応について（第3版）

拝啓 貴社ますますのご隆盛のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性があるものとして厚生労働大臣が定めるもの」が告示されました（厚労省告示第371号）。

この告示は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物で、2021年3月31日までにGHS分類されたものが対象になります（2021年4月1日以降に発がん性区分1に分類されたものは、本告示を改正することにより追加等が行われます）。

「がん原性物質」は、作業記録等の30年間の保存が、安全衛生規則第557条の2第3項に規定されております。

対象製品、およびがん原性物質は以下となり、SDSの15項 適用法令に「がん原性物質」の記載を行います。ご使用の際は作業記録等の保存をお願い申し上げます。

敬具

記

### ○対象製品及びがん原性物質名

製品名	がん原性物質
W-2	ビニル=アセタート
W-4N	ビニル=アセタート
EVA-61TS	ビニル=アセタート
ウールボンド	ビニル=アセタート
スーパーウレタック冬用	石英(結晶)
テラタイトグレー	石英(結晶)
プレモルK-3	石英(結晶)
プレモルM-3	石英(結晶)
リフロアーF	石英(結晶)

製品名	がん原性物質
CG-411 各色	石英(結晶)
CG-512 各色	石英(結晶)
TAセメント90N	石英(結晶)
EP-330T (主剤・硬化剤)	石英(結晶)
TAグラウトEP (主剤・硬化剤)	石英(結晶)
FU-7	二酸化ケイ素
BTプライマー	鉛油

## 【お客様へ実施のお願い】

販売店様：告知とSDS手配、販売履歴の記録

施工店様：周知と作業従事者の健康診断の実施とその記録の保存、  
および作業記録等作成と記録の保存(30年間)

※事業者に対しての規則となりますが、個人事業主(一人親方)の場合は、  
ご自身で管理していただく必要があります。

### ◆健康診断の実施とその記録保存

がん原性物質を取り扱う業務に従事する労働者について、一年を超えない期間ごとに  
1回定期的に健康診断を実施し、その記録を30年間保存してください。  
(リスクアセスメント対象物健康診断個人票)

### ◆作業記録の保管

取り扱う業務に常時従事する労働者について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に  
次の事項を記録し、その記録を30年間保存してください。  
なお、法令では決まった書式は定められておりませんが、下記項目を入れた記録書式例  
も作成いたしましたので、ご参考として頂けるようであれば幸いです。  
(別紙、ご参照ください。)

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
- (3) 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、  
その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存する。

その他、ご不明な点が御座いましたら、弊社営業担当までお問合せください。

以上